



鳥取県公報

令和7年2月7日（金）
第9667号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	指定自立支援医療機関の指定の辞退（59）（障がい福祉課）・・・・・・・・・・ 2
	大規模小売店舗の新設の届出（60）（企業支援課）・・・・・・・・・・ 2
	公共測量の実施（2件）（61・62）（県土総務課）・・・・・・・・・・ 3
	開発行為に関する工事の完了（63）（西部総合事務所環境建築局）・・・・・・・・ 3
	土地改良区の役員の就退任（64）（西部総合事務所農林局）・・・・・・・・ 4
◇ 公 告	都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧（まちづくり課）・・・・・・・・・・ 5
	農地中間管理権の設定に関する裁定の申請（経営支援課）・・・・・・・・・・ 5
	農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請（3件）（〃）・・・・・・・・ 6
	森林法による開発行為の許可（西部総合事務所農林局）・・・・・・・・・・ 9

告 示

鳥取県告示第59号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定に基づき、指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

令和7年2月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の名称	開設者の住所	指定自立支援医療 機関の名称	指定自立支援医療 機関の所在地	自立支援医療 の種類	辞退年月日
社会福祉法人こ うほうえん	境港市誠道町2083	にしまち診療所悠 々	鳥取市西町五丁目 108	精神通院医療	令和6年10月 31日

鳥取県告示第60号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和7年2月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
新あじそうハワイ店 東伯郡湯梨浜町大字田後183-3ほか
- 大規模小売店舗を新設する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
東宝企業株式会社 代表取締役 宇崎 孝也 倉吉市大正町二丁目90
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
東宝企業株式会社 代表取締役 宇崎 孝也 倉吉市大正町二丁目90
- 大規模小売店舗の新設をする日
令和7年9月24日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,579平方メートル
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 駐車場の位置及び収容台数
ア 位置 9の書類に記載のとおり
イ 収容台数 132台
 - 駐輪場の位置及び収容台数
ア 位置 9の書類に記載のとおり
イ 収容台数 15台
 - 荷さばき施設の位置及び面積
ア 位置 9の書類に記載のとおり
イ 面積 50平方メートル
 - 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
ア 位置 9の書類に記載のとおり
イ 容量 16.18立方メートル
- 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時
 - 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時30分まで

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
ア 出入口の数 5か所
イ 位置 9の書類に記載のとおり
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日
令和7年1月23日
- 9 縦覧に供する書類
届出書及びその添付書類
- 10 縦覧に供する期間
令和7年2月7日から4月間
- 11 縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県中部総合事務所県民福祉局及び湯梨浜町産業振興課
- 12 意見書の提出
大規模小売店舗の新設に関し意見を有する者は、10の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第61号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、伯耆町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年2月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（地形測量）
- 2 作業期間 令和5年4月11日から令和6年3月28日まで
- 3 作業地域 西伯郡伯耆町父原

鳥取県告示第62号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、伯耆町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年2月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（地形測量）
- 2 作業期間 令和5年8月2日から令和6年3月25日まで
- 3 作業地域 西伯郡伯耆町中祖

鳥取県告示第63号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

令和7年2月7日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

- 1 開発許可の年月日及び番号
令和6年2月28日 鳥取県指令第202300293574号
令和6年5月29日 鳥取県指令第202400057328号
- 2 工区（2工区）に含まれる地域の名称

西伯郡日吉津村大字富吉

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市二階町一丁目117

株式会社ウシオ 代表取締役 福家 成夫

鳥取県告示第64号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定に基づき、次のとおり米川土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和7年2月7日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

退任した役員の氏名及び住所

理 事	吉 澤 一 誠	米子市上福原二丁目4-50
〃	森 上 均	米子市西福原六丁目18-23
〃	岩 永 誠 一	米子市河崎2733
〃	前 田 忠 雄	米子市観音寺68
〃	松 岡 正 躬	米子市旗ヶ崎四丁目6-30
〃	松 本 学	米子市夜見町135
〃	足 立 優	米子市富益町443
〃	松 本 博 美	米子市和田町3332
〃	木 井 幸 美	米子市彦名町5209-2
〃	角 力	米子市大崎1177-1
〃	角 雅 和	境港市三軒屋町5150
〃	屋 敷 明	境港市竹内町1130
〃	足 立 智	境港市上道町220
〃	築 谷 敏 樹	境港市渡町2957-1
〃	柏 木 隆 治	境港市清水町914-1
監 事	佐 野 和 也	米子市大谷町344
〃	安 田 浩 史	米子市大篠津町1129
〃	角 本 洋 一	境港市花町166

令和7年1月20日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	平 木 茂 樹	米子市上福原一丁目10-23
〃	大 太 厚	米子市西福原六丁目13-23
〃	岩 永 誠 一	米子市河崎2733
〃	吉 井 隆 文	米子市大谷町110
〃	鷺 見 晃 弘	米子市旗ヶ崎六丁目15-2
〃	松 本 学	米子市夜見町135
〃	角 勝 司	米子市富益町768
〃	松 本 博 美	米子市和田町3332
〃	安 田 到	米子市大篠津町4632
〃	木 井 浩美智	米子市彦名町5369-2
〃	河 岡 年 行	境港市幸神町66
〃	橋 本 正 之	境港市福定町1634
〃	足 立 智	境港市上道町220

〃 築 谷 敏 樹 境港市渡町2957-1
 〃 柏 木 隆 治 境港市清水町914-1
 監 事 前 田 忠 雄 米子市観音寺68
 〃 木 村 直 人 米子市大崎1402-1
 〃 濱 田 幹 也 境港市芝町1202
 令和7年1月21日就任 任期4年

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、鳥取市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和7年2月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称
 鳥取都市計画道路3・4・21号大工町土居叶線
 鳥取都市計画下水道 鳥取市公共下水道
 福部都市計画下水道 鳥取市公共下水道
- 2 縦覧場所
 鳥取県生活環境部くらしの安心局まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）

農地法（昭和27年法律第229号）第37条の規定により、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構から農地中間管理権の設定に関し裁定の申請があったので、同法第38条第1項の規定により公告する。

令和7年2月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 申請に係る農地の所有者等の氏名及び住所
 氏名 増田 雅弘
 住所 日野郡日南町神福406
- 2 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

農地の所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
日野郡日南町福塚字橋詰172-1	田	3,037
日野郡日南町福塚字橋詰172-2	農地介在原野	198
日野郡日南町神福字清水尻2613	田	2,988
日野郡日南町神福字清水尻2614		1,312
日野郡日南町神福字平垣内2621	農地介在原野	12
日野郡日南町神福字平垣内2623	田	1,359
日野郡日南町神福字平垣内2624	農地介在原野	142
日野郡日南町神福字平垣内2625	田	840
日野郡日南町神福字平垣内2626	農地介在原野	85
日野郡日南町神福字丈六ノ上エ2639	田	1,503
日野郡日南町神福字丈六ノ上エ2640	農地介在原野	149
日野郡日南町神福字丈六ノ上エ2641	田	1,613
日野郡日南町神福字神戸釜田2682		1,939
日野郡日南町神福字神戸釜田2683		1,772
日野郡日南町神福字神戸釜田2684		204

日野郡日南町神福字神戸釜田2685-2	797
---------------------	-----

3 申請に係る農地の利用の現況

農地の所有者等によって、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれている。

4 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

5 希望する農地中間管理権の始期及び存続期間並びに借賃及びその支払の方法

農地の区分	利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額 (円)	補償金の支払の方法
日野郡日南町福塚字橋詰172-1	令和7年 5月	5年	285,475	農地を利用する権利の始期までに鳥取地方法務局米子支局に供託する。
日野郡日南町福塚字橋詰172-2				
日野郡日南町神福字清水尻2613				
日野郡日南町神福字清水尻2614				
日野郡日南町神福字平垣内2621				
日野郡日南町神福字平垣内2623				
日野郡日南町神福字平垣内2624				
日野郡日南町神福字平垣内2625				
日野郡日南町神福字平垣内2626				
日野郡日南町神福字丈六ノ上エ2639				
日野郡日南町神福字丈六ノ上エ2640				
日野郡日南町神福字丈六ノ上エ2641				
日野郡日南町神福字神戸釜田2682				
日野郡日南町神福字神戸釜田2683				
日野郡日南町神福字神戸釜田2684				
日野郡日南町神福字神戸釜田2685-2				

6 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和7年2月21日

(2) 提出先

鳥取県農林水産部農業振興局経営支援課（鳥取市東町一丁目220）

(3) 記載事項

- ア 意見書の提出者の氏名及び住所
- イ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- ウ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- エ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- オ 公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構との協議が調わず、又は協議を行うことができない理由
- カ 意見の趣旨及びその理由
- キ その他参考となるべき事項

7 その他参考となるべき事項

なし

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定により、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構から農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告する。

令和7年2月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

農地の所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
倉吉市倅谷字才ノ前547	田	2,651

2 申請に係る農地の利用の現況

農地の所有者が死亡しており、当該農地について耕作の事業に従事する者が不在となっている。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額及びその支払の方法

農地の区分	利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）	補償金の支払の方法
倉吉市倅谷字才ノ前547	令和7年5月	3年	34,200	農地を利用する権利の始期までに鳥取地方法務局に供託する。

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和7年2月21日

(2) 提出先

鳥取県農林水産部農業振興局経営支援課（鳥取市東町一丁目220）

(3) 記載事項

ア 意見書の提出者の氏名及び住所

イ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容

ウ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画

エ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見の趣旨及びその理由

カ その他参考となるべき事項

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定により、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構から農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告する。

令和7年2月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

農地の所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
東伯郡三朝町大字片柴字中向2005	田	895

2 申請に係る農地の利用の現況

農地の所有者が死亡しており、当該農地について耕作の事業に従事する者が不在となっている。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額及びその支払の方法

農地の区分	利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）	補償金の支払の方法
東伯郡三朝町大字片柴字中向2005	令和7年	2年	3	農地を利用する権利の始

	5月1日	11月		期までに鳥取地方法務局に供託する。
--	------	-----	--	-------------------

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和7年2月21日

(2) 提出先

鳥取県農林水産部農業振興局経営支援課（鳥取市東町一丁目220）

(3) 記載事項

- ア 意見書の提出者の氏名及び住所
- イ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- ウ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- エ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- オ 意見の趣旨及びその理由
- カ その他参考となるべき事項

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定により、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構から農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告する。

令和7年2月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

農地の所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
西伯郡南部町阿賀字カナトコ352-2	田	2,345
西伯郡南部町阿賀字五反田378-2		1,224

2 申請に係る農地の利用の現況

農地の所有者が死亡しており、当該農地について耕作の事業に従事する者が不在となっている。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額及びその支払の方法

農地の区分	利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）	補償金の支払の方法
西伯郡南部町阿賀字カナトコ352-2	令和7年 5月	5年	34,590	農地を利用する権利の始期までに鳥取地方法務局米子支局に供託する。
西伯郡南部町阿賀字五反田378-2			18,055	

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和7年2月21日

(2) 提出先

鳥取県農林水産部農業振興局経営支援課（鳥取市東町一丁目220）

(3) 記載事項

- ア 意見書の提出者の氏名及び住所
- イ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- ウ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画

- エ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- オ 意見の趣旨及びその理由
- カ その他参考となるべき事項

 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定に基づき、開発行為の許可をしたので、鳥取県林地開発条例（平成17年鳥取県条例第96号）第16条の規定により次のとおり公表する。

令和7年2月7日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

開発者の氏名 又は名称及び 代表者の氏名	開発者の 住所又は 主たる事 務所の所 在地	開発行為 を行う土 地の所在 地	開発行為 の目的	土地の面積			開発行為の 工期	開発行為の 許可年月日
				開発事業 区域の土 地の面積	開発行為 をしよう とする森 林の土地 の面積	開発行為 に係る森 林の土地 の面積		
環境プラント 工業株式会社 代表取締役 河本 剛	米子市高 島 130 - 1	西伯郡南 部町東上 地内	土石採取 による販 売	9.1781ヘ クタール	8.3415ヘ クタール	2.9419ヘ クタール	令和7年1 月30日から 令和10年6 月30日まで	令和7年1 月30日